

県北広域振興局長告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年1月29日

県北広域振興局長 松岡 博

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野田山形線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡野田村大字野田第27地割字白井林170番1地先から 第22地割字明内52番1地先まで	新	A 19.0～7.0 m	m 2,574.5
九戸郡野田村大字野田第26地割字城内62番5地先内		B 44.3～14.5	260.0
九戸郡野田村大字野田第27地割字白井林170番1地先から 第22地割字明内52番1地先まで	旧	A 19.0～7.0	2,574.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部
- (2) 期間 平成25年1月29日から同年3月1日まで